

NPO法人を設立する前に知っていただきたいこと

NPO法人設立を設立する方は、社会的な使命を持って活動を行おうと、日々奮闘されているでしょうが、法人を運営することは、仲間との人間関係、事業資金の捻出、多くの事務処理など簡単ではありません。設立申請する前に下記のことにご留意してください。

設立後に所轄庁へ提出する書類についてご存知ですか？

NPO法人を設立申請し、設立の認証が終わったら面倒な書類を所轄庁へ提出しなくてもいいと思われていないでしょうか？法人設立後、主に下記の書類を提出していただくことになります。これらの文書は誰でも閲覧できることになっており、提出していない法人は一目で分かります。社会的に信用されるためにも書類提出の義務をきちっと果たしましょう。

◆事業報告書

毎年度終了後3か月以内に「事業報告書」を提出していただくことになります。設立後、数日後に事業年度終了となった場合でも提出していただけます。

例：事業年度が4月1日～3月31日 設立日：3月30日の場合
3月30日～3月31日分の実績報告書提出（1日分）



◆役員変更等届出書の提出

役員の「辞任」、「新任」に伴う役員変更はもちろんですが、役員の「住所異動」、1年または2年に1回の役員改選による「再任」についても、所轄庁に「役員変更等届出書」を提出していただくことになります。理事については、登記事項に変更があった場合は法務局で登記を行う必要があります。

（定款に代表権の制限を定めた場合には、代表以外の役員の登記は不要です）

◆定款変更届出書の提出

定款を変更するには所轄庁へ「定款変更認証申請書」を提出し、審査と同時に1か月間の市民への縦覧期間を経て認証を受けなくてはなりません。ただし、事務所の所在地に係る変更、役員定数、資産に関する事項、会計に関する事項、事業年度、解散に関する変更（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）、公告の方法に係る変更については、「定款変更届出書」を所轄庁に提出するだけで構いません。

※新規事業のために定款の事業を追加した場合なども認証を受けるまではその事業を行うことはできませんので、気をつけてください。（申請＝認証ではありません）

【注意事項】提出書類の義務を怠った時は、理事、監事または精算人に20万円以下の過料に処することがあります。また、3年以上にわたって事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、設立認証を取り消されることもありますので気をつけましょう！

資金繰りは大変です！

ほとんどのNPO法人は資金繰りに苦しんでいるのが現状です。毎年度の実績報告書提出の際に、事業ができなく0円またはマイナス決算で事業報告をする法人も少なくありません。

法人として十分活動できる体力がついてから法人設立に踏み切るなど、設立してから苦しまないようにしましょう。



簡単に解散できません！

設立前に多くの方は解散を考えないものです。「私たちの団体に限ってありえない」と思っている方も多と思います。下記の理由で解散は十分にありえます。

- 会費も会員も思うように集まらなくて常時金欠。活動もままならない
- メンバーみんなの仕事が忙しすぎて活動ができない
- 何となく活動仲間と疎遠になり無活動に
- 仲間同士で意見が対立してケンカになり、そのまま
- 最初の思惑が大幅に外れて事業が停止状態に



解散する場合、社員総会での決議を得て解散するのが通常の手続きです。その他にも定款で定めた「解散事由の発生」、「事業の成功の不能」、「社員の欠乏」などにより解散することができますが、解散の事由がしっかりしていないと法務局では簡単に解散を認めません。

「活動していないから」、「社員がいないから」などの理由だけではなく、客観的にその事実を証明できる書面などを添えないと解散は認められません。

また、特定非営利活動促進法により解散公告を官報上で行うことが義務づけられており、掲載料金として約3万円掛かります。

NPO法人の主な解散の流れ

- 総会で解散の決議をする
- 官報公告（少なくとも1回）
- 法務局に解散の登記と清算人登記をする
- 所轄庁に解散届出書を出す
- 法務局に清算終了登記する
- 所轄庁に精算終了届を出す



**以上の点を踏まえ、NPO法人を設立いただき、
地域に信頼のあるNPO法人としてご活躍ください！**